

# 米子市美術館協議会

日時： 平成 25 年 2 月 28 日（木） 13 : 30 ~

場所： 米子市役所 4 階 401 会議室

## 日 程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事  
（1）平成 2 4 年度米子市美術館事業報告について  
（2）平成 2 5 年度米子市美術館事業計画について
- 4 その他
- 5 閉会

## 米子市美術館協議会委員名簿

任期：平成23年10月1日から  
平成25年9月30日まで

氏名	所属等	備考
長田昭夫	学識経験者 鳥取県医師会顧問	会長
高増佳子	学識経験者 米子高専准教授	職務代理
岸信秀一	学校教育 弓ヶ浜小学校長	委員
奥田千里	学識経験者 塾講師	委員
生田 眞	社会教育 版画	委員
福島田鶴子	社会教育 洋画	委員
入江康子	社会教育 洋画	委員
安藤釉三	社会教育 工芸	委員
大谷 治	社会教育 工芸	委員
入江淑元	社会教育 日本画	委員
柴野純子	社会教育 書道	委員
藤山雅江	社会教育 書道	委員
岩下直行	社会教育 写真	委員

1 平成24年度米子市美術館事業報告について

(1) 平成24年度事業について (H24.4月～H25.1月)

総入館者数 7,089人 開館32日 利用28日 展示19日

\* 美術館改修工事のため、H24.5.6～休館中

① 主催事業

行 事	展示室	会 期	日数	入館者数
企画展「山陰漫画の旅の世界展」鳥取県共催	*	10/6～21	16日	1,217人
合 計				1,217人

\* 会場：米子高島屋東館6階

② 公募展

行 事	展示室	会 期	入館者数	23年度	22年度	21年度
第52回 市展	全館	4/27～5/5	2,019人	2,256人	2,480人	2,211人
第56回 県展	*	10/7～23	1,400人	2,455人	2,309人	2,217人

\* 会場：鳥取県立武道館

③ 普及事業

ア 出前講座

・ 学芸員レクチャー

6月7日(木) 米子市立福米中学校美術部 26人

・ ビデオ上映解説及び創作活動体験

8月3日(金) 大山町保健福祉センター 16人

・ 野外彫刻探検(遊覧船)

9月8日(土) 鳥取県西部広域交流ネットワーク 11人

9月23日(日) 鳥取県西部広域交流ネットワーク 19人

・ 野外彫刻探検

11月1日(木) 米子人生大学友の会趣味講座あるく会 9人

・ 野外彫刻探検

12月1日(土) 米子市企画部地域政策課 9人

参加者 90人

イ ミュージアムスクール

期 日	内 容	会 場	参加者
7月22日(日)	夏休みワークショップ 「ハコはこアート大作戦!!」	米子市 児童文化センター	21人
8月19日(日)	夏休みイラスト体験教室	米子市 児童文化センター	16人
8月26日(日)	親子で楽しむ野外彫刻ツアー	湊山公園	11人
9月16日(日)	野外彫刻探検	米子彫刻ロード	11人
9月30日(日)	遊覧船 de 野外彫刻巡り	旧加茂川	悪天候の ため中止
10月21日(日)	ワークショップ 「米子城山アタック!」	米子市 児童文化センター 外	20人
11月10日(土)	銅版画体験教室	米子市	2人
11月11日(日)		児童文化センター	8人
12月16日(日)	子ども美術上映会	米子市 児童文化センター	52人
2月10日(日)	美術上映会	米子市 淀江文化センター	一人
3月17日(日) 実施予定	子ども美術上映会	米子市 児童文化センター	一人

合 計 141人

ウ 米子市教育文化事業団・米子高専連携事業 夏休みワークショップ

「米子市公会堂をつくろう!」 8月1日(水) 5人 会場：米子市公会堂

8月20日(月) 6人 会場：米子市淀江文化センター

参加者 11人

エ 米子市教育文化事業団連携事業「夏休みこどもわくわく体験ツアー」

7月23日(木) 湊山公園内の野外彫刻探検

参加者 20人

7月30日(木) 湊山公園内の野外彫刻探検

参加者 21人

普及事業合計参加者 283人

④ 資料収集事業

ア 収蔵品の基本台帳作成

- ・ 収蔵品のデータ整理

イ 郷土関係作家資料収集

- ・ 郷土関係作家の調査、資料収集・整理

ウ 次年度事業資料収集

- ・ 次年度事業にむけての資料収集、調査、研究

エ 「米子市美術館収蔵品管理システム」活用（パソコン）

- ・ 収蔵品管理（収蔵作家リスト、データ入力、作品データ入力等）
- ・ 収蔵図書管理（データ入力等）
- ・ 施設管理、入館者管理、展示室使用管理（関係機関住所録入力）

オ 収蔵品修復

- ・ 香田勝太「秋草」修復中

## ⑤ 貸会場事業

(人)

会 期	展 覧 会 名	展示室	入場者数	備 考
4/6~16	第54回新協展	1~5	5,070	

計 5,070

## ⑥ その他

## ・ 職場体験学習（インターンシップ）

山陽女子短期大学2年生1名

8月20日(月)~26日(日)

鳥取県立米子南高等学校2年生1名

10月22日(月)~23日(火)

## ・ 博物館実習

今のところ希望なし

## ・ 美術館サポーター（ボランティア）

18名登録 延べ3回活動

## ・ 美術館モニター制度

休館中のため活動休止

## (2) 2~3月以降の事業予定

## ① 主催事業

- ・ 改修工事のため休館中

## ② 普及事業

ア ミュージアムスクール

2月10日(日)

3月17日(日)

## ③ 資料収集事業

## ④ 貸会場事業(受付)

## 2013（平成25）年度 米子市美術館 事業予定（案）

### 主催事業

#### ・（展覧会事業）

##### ◎常設（コレクション）展（継続）

事業内容：常設展示は美術館活動の基本であり、広く市民に当館の活動及び収集方針を伝え、その方針に沿った展示を行い、市民の美術文化の向上に資することとします。

##### ・常設展「米子市美術館リニューアルオープン 開館30周年記念 コレクション名品展」（仮称）

会 期：10月20日（日）～11月24日（日）【水曜日休館】 31日間

会 場：米子市美術館 第2展示室

内 容：米子市美術館リニューアルオープン及び開館30周年を記念し、米子市美術館のコレクションの中から選りすぐりの名品を展覧します。

観 覧 料：一般＝310（260）円

※（ ）内は15名以上の団体料金。※ 大学生以下の方、70歳以上の方、障がいのある方（介護者1名含む）及び、米子市美術館後援会会員の方は無料。

##### ◎リニューアルオープン記念 開館30周年記念 特別企画展（継続）

会 期：調整中

会 場：米子市美術館 第1～5展示室

内 容：調整中

観 覧 料：調整中

##### ◎小企画展「生誕100年記念 植田正治展」（継続）

会 期：平成26年2月9日（日）～3月16日（日）【水曜日休館】 31日間

会 場：米子市美術館 第1・2展示室

内 容：鳥取県出身の写真家・植田正治（うへだ しょうじ/1913年～2000年）の生誕100年を記念し、「植田調」と呼ばれる砂丘で撮影された代表作を中心に、戦前写真雑誌に発表した貴重な作品や、遊び心豊かにオブジェを配した作品などを収蔵作品を中心に展覧いたします。

観 覧 料：一般＝500（400）円、大学生以下＝無料

※（ ）内は前売り、15名以上の団体料金。

##### ◎第53回 米子市美術展覧会（市展）（継続）

会 期：8月23日（金）～8月31日（土）【会期中無休】 9日間

会 場：米子市美術館 第1～5展示室

搬入日：8月18日（日）

搬入場所：米子市美術館

内 容：市民から公募した作品（洋画・日本画・書道・写真・工芸・彫刻）を展示します。

観 覧 料：無料

##### ◎第57回 鳥取県美術展覧会（県展）（継続）

会 期：9月28日（土）～10月7日（月）【会期中無休】 10日間

会 場：米子市美術館 第1～5展示室

搬入日：9月1日（日）

搬入場所：米子市営武道館（米子市靴町）

内 容：県民から公募した作品（洋画・日本画・書道・写真・工芸・彫刻・版画・デザイン）の内、入選作品を展示します。

観 覧 料：無料

巡回先：鳥取県立博物館 9月14日（土）～9月22日（日）

日南町美術館 10月18日（金）～10月27日（日）

倉吉博物館 11月1日（金）～11月7日（木）【前期】 / 11月11日（月）～11月17日（日）【後期】

(普及事業)

◎ミュージアムスクール (全3回) (継続)

・第1回 ワークショップ (仮称)

日 時：9月22日 (日)

内 容：外部講師を招き、リニューアルに伴い新設される創作広場を活用したワークショップを行います。

場 所：米子市美術館 第2展示室及び創作広場

参加費：実費

・第2回 米子彫刻ロード探検ツアー (仮称)

日 時：10月27日 (日) 14時～15時30分

内 容：学芸員の解説を聞きながら米子彫刻ロードを散策します。

集合場所：米子市文化ホール

参加費：無料

・第3回 美術上映会 (仮称)

日 時：平成26年2月16日 (日) 14時～15時30分

内 容：学芸員の解説を交えながら美術に関する映像を上映します。

場 所：米子市美術館 第5展示室

参加費：無料

●ミュージアムスタンプラリー (継続)

米子市美術館主催事業 (特別企画展、小企画展、常設展、ミュージアムスクール/市展、県展は除く) に参加、観覧してくださった方には、1回につき専用台紙に1つ参加印を押し、5個集められた方に当館のミュージアムグッズをプレゼントします。同じ展覧会を複数回、観覧されても可。(専用台紙を平成26年3月31日までに美術館にご持参ください。)

◎美術講演会 (継続) ※特別企画展関連事業

日 時：12月15日 (日) 14時～15時30分

講 師：調整中

会 場：調整中

定 員：150名

◎土曜講座 (継続)

日 時：特別企画展、小企画展、常設展会期中の毎週または隔週土曜日 14時～

内 容：学芸員等によるギャラリートーク (展示解説) を行います。

◎米子高专連携事業「夏休みワークショップ」 (継続)

日 時：夏休み中

内 容：米子工業高等専門学校の先生を講師に招き、創作活動を行います。

共 催：米子工業高等専門学校、米子市児童文化センター、米子市淀江文化センター (予定)

場 所：米子市児童文化センター、米子市淀江文化センター

◎米子市教育文化事業団連携事業「夏休みこども体験ツアー」 (継続)

日 時：7月22日 (月)、7月25日 (木)、7月26日 (金)、7月29日 (月)

内 容：米子市教育文化事業団が管理している施設間をバスで回り、各施設の解説とともに施設ごとの特色ある事業を体験してもらい、文化活動に対する関心を高めるきっかけとします。

◎博物館実習・職場体験学習の受け入れ (継続)

内 容：大学・大学院生の学芸員資格取得のための実習の受け入れをします。また市内中学校・高等学校の職場体験学習の受け入れをします。



◎モニター制度 (継続)

内 容： 自主事業（特別企画展、小企画展、常設展等）にモニターとして参加していただく方を公募し、感想などをレポートでまとめていただきます。また、全体で集まり意見を汲み取る機会を設けます。本年度は第4期1年目です。

◎美術館サポーター（ボランティア） (継続)

内 容： ボランティアを広く社会教育活動の一環としてとらえ、市民が美術館活動に関わることのできる様々な機会を設けます。本年度は第4期1年目です。

◎若手地元作家展の支援 (継続)

内 容： 空き展示室の有効活用の一環として、郷土ゆかりの若手作家の活動に於いて、展覧会事業プロデュース等の支援により、将来有望な若手作家の育成を図ります。今年度は調査年にあたります。

◎出前講座 (継続)

内 容： 市内小・中・高等学校及び公民館向けに美術館学芸員が講師となり、出張講義を行います。

◎ジュニアキュレーター制度 (継続)

内 容： 市内中学・高等学校で協力していただける学校と連携し、生徒の目線で収蔵作品を用いての展覧会（収蔵品展）や作品調査等を計画、実施します。今年度は調査年にあたります。

◎アンケート (継続)

内 容： アンケートの内容を随時検討しながら、実施します。

◎開館記念日イベント (継続)

改修工事に伴う休館のため実施せず

◎年始特別開館「美術館でお正月」 (継続)

内 容： 特別展会会期中の1月2日を特別開館し、ご来館いただいたお客様に記念品を贈呈します。

(資料収集事業)

◎資料収集事業Ⅰ 情報資料収集・調査 (継続)

内 容： 前年度に引き続き、郷土関係作家の調査及び、平成25年度以降の特別展事業の調査研究を行います。

◎資料収集事業Ⅱ 収蔵品の収集・保管 (継続)

内 容： 収蔵品の収集及び保護管理にあたります。



【 博物館法 関係条文一部抜粋 】

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

【 米子市美術館条例 関係条文一部抜粋 】

(美術館協議会の設置)

第19条 博物館法第20条第1項の規定により、美術館に、米子市美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔平成24年条例10号〕

(美術館協議会の組織)

第19条の2 協議会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

2 委員の定数は、15人とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

追加〔平成24年条例10号〕

(美術館協議会の会長)

第19条の3 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

追加〔平成24年条例10号〕

(美術館協議会の会議)

第19条の4 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任命後初めての会議は、教育委員会が招集する。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

追加〔平成24年条例10号〕

（美術館協議会による意見の聴取等）

第19条の5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

追加〔平成24年条例10号〕